

守谷市教育委員会定例会会議録 平成28年2月

1. 日 時 平成28年2月25日(木) 午後3時

2. 場 所 守谷市役所議会棟第3委員会室

3. 出席委員 教 育 長 後藤 光良
教育長職務代理者 高山 博
教育委員 鮎川 清勝
教育委員 山本 キヨ
教育委員 前山 文栄

4. 欠席委員 な し

5. 説明のための出席者

教育部長	豊谷 如秀
教育部次長兼学校教育課長	山崎 浩行
生涯学習課長	江幡 徳照
指導室長	奈幡 正
中央図書館長	飯塚 哲夫
学校給食センター所長	高橋 均

6. 傍 聴 人 1名

7. 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第 2 号 「平成27年度守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」

議案第 3 号 「守谷市総合教育支援センター運営規則の制定について」

(2) その他

「小中学校の現状について」

「各課業務報告」

【１．開会宣言】 教育長	午後３時 開会を宣言
【２．会議録署名委員の指名】 教育長	本会の会議録署名人を指名
【３．議決事項】 教育長 学校教育課長 教育長 委 員 教育長 委 員 教育長 指導室長 委 員 指導室長	議案第２号「平成２７年度守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」説明を求める。 議案第２号「平成２７年度守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」説明する。 本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条の規定に基づき、平成２７年度の教育委員会の事務に関する管理執行の点検評価を実施するものです。 各委員に質疑を求める。 特になし 議案第２号「平成２７年度守谷市教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」採決する。 全員賛成 原案のとおり可決する。 議案第３号「守谷市総合教育支援センター運営規則の制定について」説明を求める。 議案第３号「守谷市総合教育支援センター運営規則の制定について」説明する。 本案は、教育上の諸問題に対する指導、助言を行う総合教育支援センター運営に関し必要な事項を定めるものです。 総合教育支援センター設置の理由とし、不登校の増加、対処療法だけでなく未然防止が求められていること、支援体制の統合と専門性の発揮が挙げられる。 組織としてセンター長を中心に、適応指導、発達障がい、教育相談の各分野に専門性を持つ９名の相談員の機動性、柔軟性を生かし、アウトリーチ型の支援を促進していく。 規則では、開館時間は午前９時から午後５時とあるが、この時間中、不登校の子どもたちは指導、学習を行うということか。 そうではない。子どもの実態に応じて異なってくる。

委 員	学びの里に設置するということが、休館日の月曜日も教育支援センターは業務を行うのか。
指導室長	学びの里休館日も総合教育支援センターは業務を行うことになる。
委 員	適応指導教室は、学びの里の休館日に併せ教室を休みとし、学校へ登校する機会の日としていた経緯がある。
指導室長	不登校の子どもにとって、月曜日はハードルが高い日である。この日にどのようなアプローチするか考えたとき、支援する側としてもポイントとなる日だと捉えており、開館は必要と考えている。
委 員	就学前の相談にも応じるなど、窓口を広げるということになるが、卒業後に社会に適応できない子どもたちの相談も受けるのか。
指導室長	小中学生、就学前児童が対象となる。卒業後の相談は福祉分野で対応することになる。 全ての問題を解決するのではなく、総合教育支援センターは関係機関と連携の窓口にもなる。
委 員	総合教育支援センターには、様々な相談が寄せられることが想定される。関係機関との十分な連携をお願いします。
委 員	組織のイメージでは、センター長が配置されることになっている。規則にセンター長を1名置くことを明記するべきと思うがどうか。
指導室長	まとめ役としてセンター長を置くことになるが、職名は相談員ということになる。
委 員	相談員が兼ねることに問題はないと思うが、専門性を持った相談員が連携し、機動性を持った支援を行うためには、センター長には別に職務上の役割、権限を与えるべきと思う。
教育長	教育支援センターは、非常勤職員での組織体制となる。その中から経験があり、中心的な方をセンター長とすることで運営できると考えた組織の案となっている。 将来的には常駐のセンター長を置く体制が好ましく、その方向性で対応できればと考えている。
委 員	センター長を置く構想であれば規則に定めるべきだと思います。
教育部長	委員の言われるとおり組織には、まとめ役が必要と考えている。相談員の中からセンター長及び副センター長を置きその役割を果たしていただくことになる。 この体制でスタートし、支障があれば見直したい。

【４．報告事項】	教育長	まずは、センター構想を確立することが重要である。センター長については、今後検証していきたい。
	委 員	センター長と相談員に職務内容に違いはあるのか。
	教育長	業務内容に違いはないが、センター長にはチーフ的な役割をしていただくことになる。
		現時点では、相談員のまとめ役という考えだが、センター長の重要性についての意見に基づき、今後検討していきたい。
		議案第３号「守谷市総合教育支援センター運営規則の制定について」採決する。
	委 員	全員賛成
	教育長	原案のとおり可決する。
	教育長	「守谷市図書館協議会設置条例の一部改正及び委員の委嘱について」報告を求める。
	中央図書館長	「守谷市図書館協議会設置条例の一部改正及び委員の委嘱について」報告する。
		公募制を導入した効果的かつ機能的な会議の運営及び指定管理者制度導入に伴い庶務担当課の変更を行うため、条例の一部を改正するものです。
【５．その他】		また、図書館協議会委員の任期が平成 28 年 5 月 31 日をもって満了となる。図書館協議会、図書館ボランティア団体から当該協議会委員に専門的な知識を持つ者を加えるよう要望があり、学識経験のある者を 1 名増員し、公募に応じた者を 1 名減員して委嘱する。
	教育長	各委員に質問を求める。 特になし
	教育長 指導室長	小中学校の現状について報告を求める。 以下について報告 ○児童生徒の様子について ・小中学校新入生保護者説明会の開催について ・第 61 回青少年読書感想文全国コンクール 全国学校図書館協議会賞 郷州小 3 年女子児童 ○一貫教育「きらめきプロジェクト」の取組について ・市内中学校交流教室の実施 ・乗り入れ授業・教職員交流の工夫について ○教職員・児童生徒の交通事故について

教育長 生涯学習課長 中央図書館長 学校給食センター所長 【6. 閉会宣言】 教育長	・ 児童生徒交通事故者のけがの程度及び要因について 件数 小学校 16 件 中学校 6 件（2 月 25 日現在） 要因 自転車 17 件 その他 5 件 ※児童生徒の不注意 9 件 程度 打撲又は擦過傷 ・ 教職員の交通事故の状況 件数 8 件（2 月 25 日現在） 要因 自動車 過失 4 件 ○いじめの現状について ・ 認知件数と対応について（1 月末現在） 認知件数 35 件 解消 25 件 継続支援中 10 件 ○不登校の現状について ・ 1 月末現在の不登校者数の報告 件数（不登校率） 小学校 34 人（0.84%） 中学校 48 人（2.74%） 各課の業務状況について報告を求める。 資料に基づき以下について報告 ○インフルエンザによる学級閉鎖について ○工事の進捗状況について 資料に基づき以下について報告 ○第 32 回守谷ハーフマラソンについて ○第 31 回守谷市美術作家展について ○第 2 回中央公民館まつりについて ○公民館講座事業について（3 月～4 月） 資料に基づき以下について報告 ○指定管理者との業務引継ぎ状況について 資料に基づき以下について報告 ○学校給食実施状況について ○賄材料費執行状況について ○地場産野菜使用率について ○異物混入について 午前 10 時 42 分 閉会宣言
--	---